

# 若年者雇用対策の現状

# 対象者別の就職支援施策

対象者	支援機関	取組内容
在学学生	学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 在学生に対するキャリア教育</li> </ul>
	都道府県労働局・ハローワーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 労働法制の基礎知識の周知</li> <li>・ 民間事業主による職業講話の実施(高校生のみ)</li> <li>・ 職場体験機会の確保(高校生のみ)</li> </ul>
新卒者 (既卒3年以内の者を含む)	学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 在学生に対する就職支援</li> </ul>
	都道府県労働局・ハローワーク (新卒応援ハローワークなど)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担当者制による個別支援</li> <li>・ 各種ガイダンス・セミナー</li> <li>・ 就職面接会</li> <li>・ 求人開拓</li> </ul>
	訓練機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地元企業に関する情報提供 (若者応援企業宣言事業)</li> </ul>
正社員就職者	都道府県労働局・ハローワークなど (新卒応援ハローワーク、わかものハローワーク)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 在職者向け相談窓口における相談 (定着支援・転職支援)</li> <li>・ 企業内における人材育成支援 (キャリア形成促進助成金)</li> </ul>
	訓練機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 在職者に対する職業訓練の実施</li> </ul>
フリーター等 (おおむね45歳未満、求職者を含む)	都道府県労働局・ハローワーク (わかものハローワークなど)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担当者制による個別支援</li> <li>・ グループワーク等の集団指導</li> <li>・ 各種ガイダンス・セミナー</li> <li>・ 就職面接会</li> <li>・ 求人開拓</li> </ul>
	ジョブカフェ(都道府県)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 試行的雇用を通じた雇入れ支援 (トライアル雇用奨励金)</li> <li>・ 企業内における正社員への転換支援 (キャリアアップ助成金)</li> <li>・ 企業内における人材育成支援 (キャリア形成促進助成金)</li> </ul>
	訓練機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地元企業に関する情報提供(若者応援企業宣言事業)</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の实情に応じた適性判断、カウンセリング、セミナー、職業紹介 等</li> </ul>
ニート等 (15～39歳)	地域若者サポートステーション (NPO等が運営(基金により実施))	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職業的自立に向けた専門的相談</li> <li>・ 各種セミナーを通じた啓発</li> <li>・ 職場体験</li> <li>・ 他の支援機関に誘導</li> <li>・ 支援が必要な中退者等に対する支援</li> </ul>

# 学生等に対する職業意識の形成支援等

## キャリア探索プログラム

- ハローワークにおいて、企業で働く者などを講師として中学校や高校等に派遣し、職業や産業の実態、働くことの意義、職業生活等に関して生徒に理解させ、自ら考えさせる「キャリア探索プログラム」を実施。

【テーマの例】 仕事の実態(仕事の内容、やりがい 等) 企業が求める人材像 就職に向けての心構え

**実績** 【平成25年度実績】 ○ 実施校数:4,028校 ○ 実施回数:4,165回 ○ 参加者数:317,568人

## ジュニアインターンシップ

- 主として高校生を対象に、在学中に生徒が就業体験を通じて、自らの適性と職業の関わりを深く考える契機とする「ジュニア・インターンシップ」を実施。

【日程例】 事前講習(実習に当たっての心構え:半日) 就業体験実習(事業所での実習:3日間)

**実績** 【平成25年度実績】 ○ 実施校数:755校 ○ 実施回数:21,341回 ○ 参加者数:51,552人

## 就職ガイダンス事業

- 若年者が早期に離職することを防ぐとともに、卒業後安易にフリーター・ニートとなることを防止するためには、できるだけ早い段階から職業意識の形成を支援し、フリーターになった場合の不利な状況等について、事前の情報提供や指導・助言等を行うことが重要。そのため、民間委託により、高校生を対象に「就職ガイダンス」を実施。 【ガイダンスの内容】 地域の労働市場に関すること、社会人としての基礎的素養の向上、正社員とフリーターの違い 等

**実績** 【平成25年度実績】 ○ 実施校数:950校 ○ 実施回数:1,917回 ○ 参加者数:42,566人

## 労働法制周知事業

- 労働法制の基本的知識をまとめた「知って役立つ労働法」を作成し、学校・企業等で活用できるようHP等において周知。
- 労働法制の基礎知識の周知を図ることを通じ、労働者の関係法令の不知による問題事例の発生を未然に防止するとともに、若者の職業についての意識の涵養等に資することを目的として、文部科学省の協力を得つつ、都道府県労働局長等の幹部職員が、講師として大学等を訪問し、セミナーや講義等を実施(要望に応じ、高校・中学等でも実施)。
- 若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対応策の強化の一環として、委託事業により、大学生等を対象とした労働条件セミナーを実施(平成26年10月以降に実施予定)。

**実績** 【実績(H24,9/1~H26,2/28)】 ○ 実施校数:505校 ○ 実施回数:626回 ○ 参加者数:約56,000人 ※ 数値は延べ数

# ハローワークによる新卒者・既卒者への就職支援

- ハローワークでは、将来の日本を担う若者が安定した仕事に就けるよう、新卒者・既卒者の就職支援を進めている。

## 「ジョブサポーター」による支援等

- ハローワーク・新卒応援ハローワークで「ジョブサポーター」によるきめ細かな支援を行う。平成25年度はジョブサポーターの支援により、約20.0万人が就職。
  - ・ 新卒者・既卒者向けの求人開拓。平成25年度は約23.5万人分を開拓
  - ・ 担当者制の個別支援(定期的な求人情報の提供、応募先の選定や就職活動の進め方の相談、エントリーシートや履歴書などの作成相談、面接指導など)
  - ・ 学校担当者制による、出張相談・就職支援セミナーなど学校のニーズに合わせた支援
- 文部科学省・経済産業省との連携による「卒業前の集中支援」(平成22年度からの取組)。
  - ・ 卒業までの就職を目標に、学校等の協力を得て新卒応援ハローワーク等への未内定者の誘導、来所呼びかけ・個別支援、面接会の集中開催等を実施。平成25年3月卒業生については、平成26年1～3月で約3.7万人が就職。さらに卒業後も集中的な支援により、同年4～6月末までに約1.7万人が就職。
- 保護者への働きかけの推進。平成25年度は約15.3万件啓発文書を送付。
- 「地域若者サポートステーション」との連携によるニート等の若者の就職支援。

## 新卒応援ハローワークにおける支援

- 全都道府県(計57カ所)に就職活動中の学生・既卒者の皆様が利用しやすい専門のハローワークとして「新卒応援ハローワーク」を設置。
    - ・ 全国ネットワークによる豊富な求人情報の提供・職業紹介・中小企業とのマッチング
    - ・ 職業適性検査や求職活動に役立つ各種ガイダンス・セミナーなどの実施
    - ・ 担当者を決めての個別支援(定期的な求人情報の提供、応募先の選定や就職活動の進め方の相談、エントリーシートや履歴書などの作成相談、面接指導など)
    - ・ 臨床心理士による心理的サポート
- 【平成25年度実績】 延べ利用者数:約70.0万人 就職者数:約10.0万人

## 3年以内既卒者の新卒扱いの普及

- 学校等を卒業後少なくとも3年間は新卒として応募できるようにするため、「青少年雇用機会確保指針」について労働局・ハローワークにおいて事業主への周知を推進。

## 中小・中堅企業とのマッチング支援

- 新卒者が中小・中堅企業の人事担当者に直接、仕事の内容・魅力などを直接確認・応募できるように、企業説明会や就職面接会を開催。
- 高校生を対象に、学校推薦開始前の職場見学会や企業経営者などによる仕事についての講演会(キャリア探索プログラム)、職場体験受け入れ先の開拓支援などを実施。

# 新卒者・既卒者への就職支援

## 「ジョブサポーター」によるきめ細かな支援

ハローワーク・新卒応援ハローワークが学校と連携し、「ジョブサポーター」(※)によるきめ細かな支援を行う。

【就職者数】 平成23年度 **約16.3万人** 平成24年度 **約19.4万人** 平成25年度 **約20.0万人**

※ 『ジョブサポーター』とは、新卒者・既卒者の就職支援を専門とする職業相談員。企業の人事労務管理経験者などを採用。全国のハローワーク・新卒応援ハローワーク等に2,108名配置(平成26年度)

### 【主な活動】

- 新卒者・既卒者向けの求人開拓。平成25年度は**約23.5万人分**を開拓
- 担当者制の個別支援(定期的な求人情報の提供、応募先の選定や就職活動の進め方の相談、エントリーシートや履歴書などの作成相談、面接指導など)
- 学校担当者制による、出張相談・就職支援セミナーなど学校のニーズに合わせた支援



【新卒応援ハローワークで相談】

【高校生を企業に引率】

## ○文部科学省・経済産業省との連携による「卒業前の集中支援」(平成22年度からの取組)

卒業が迫った年度末には、卒業までの就職を目標に、学校等の協力を得て新卒応援ハローワークやハローワークへの未内定者の誘導、ジョブサポーターによる電話等での来所の呼びかけ・来所者への個別支援、面接会の集中開催などを実施。

平成23年度は**約3.9万人**が就職(24年1~3月)、さらに卒業後も集中的な支援により、同年4~6月末までに**約2.5万人**が就職。

平成24年度は**約4.1万人**が就職(25年1~3月)、さらに卒業後も集中的な支援により、同年4~6月末までに**約2.0万人**が就職。

平成25年度は**約3.7万人**が就職(26年1~3月)、さらに卒業後も集中的な支援により、同年4~6月末までに**約1.7万人**が就職。

## ○保護者への働きかけの推進

労働局等から学生・生徒の保護者に、就職をあきらめないこと、中小・中堅企業にも目を向けること、新卒応援ハローワークやハローワークを積極的に活用することなどを呼びかける啓発文書を送付。平成25年度の送付件数は**約15.3万件**。

## ○「地域若者サポートステーション」との連携によるニート等の若者の就職支援に取り組んでいます!

就労準備ができたニートなどの若者を「地域若者サポートステーション」と連携し、ジョブサポーター等がケースワーク方式で支援。

## 全都道府県に設置している「新卒応援ハローワーク」における就職支援

全都道府県に、就職活動中の学生・既卒者が利用しやすい専門のハローワークとして「新卒応援ハローワーク」を設置（平成22年9月24日設置、平成26年4月1日現在57カ所）。

【利用者数(延べ)】 平成23年度 **約58.1万人** 平成24年度 **約71.0万人** 平成25年度 **約70.0万人**

【就職者数】 平成23年度 **約7.5万人** 平成24年度 **約9.4万人** 平成25年度 **約10.0万人**

### 【主な支援メニュー】

- 全国ネットワークによる豊富な求人情報の提供・職業紹介・中小企業とのマッチング
- 職業適性検査や就職活動に役立つ各種ガイダンス・セミナーなどの実施
- 担当者を決めての個別支援(定期的な求人情報の提供、応募先の選定や就職活動の進め方の相談、エントリーシートや履歴書などの作成相談、面接指導など)
- 臨床心理士による心理的サポート
- 在職者向け相談窓口、就職後の職場定着のための支援



## 「3年以内既卒者の新卒扱い」の普及

雇用対策法に基づく「青少年雇用機会確保指針」(※)を改正(平成22年11月15日)し、事業主が取り組むべき措置として、**学校等を卒業後少なくとも3年間は新卒として応募できるようにすることを盛り込み**、労働局・ハローワークにおいて事業主への周知を進めています。

※ 雇用対策法第7条において事業主の努力義務として「青少年の雇用機会の確保」が定められており、事業主が具体的に取り組むべき事項を定めたものが『青少年の雇用機会の確保等に関して事業主が適切に対処するための指針(青少年雇用機会確保指針)』。

## 新卒者等と中小企業とのマッチング支援

新卒者が中小・中堅企業の人事担当者に直接、仕事の内容・魅力などを直接確認・応募できるように、企業説明会や就職面接会を開催しています。

【左:企業説明会】【中:キャリア探索プログラム】【右:高校生の職場体験】

さらに、高校生等を対象に、学校推薦開始前の職場見学会や企業経営者などによる仕事についての講演会(キャリア探索プログラム)、職場体験受け入れ先の開拓支援などを行っています。



# 学生等に対する就職支援(文部科学省)

## 新規高等学校卒業者に対する就職支援施策等

- 高等学校就職問題検討会議の開催
  - ・ 文部科学省、厚生労働省、日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、全国高等学校長協会が一堂に会し、新規高卒者の募集採用時期及び高校生の就職問題全般に対して検討
- 未内定・就職者に対する就職支援策の活用を要請
  - ・ 文部科学省、厚生労働省、経済産業省が連携し実施する「未内定就活生への集中支援」、「未就職卒業生への集中支援」について、積極的な活用を図るよう各都道府県教育委員会等へ要請。
- 就職支援に携わる人員の配置
  - ・ 平成14年度から、高等学校に、進路指導主事等と連携して、就職希望生徒に対する就職相談、求人企業の開拓などを行う「高等学校就職支援教員」(ジョブ・サポート・ティーチャー)を加配措置(地方交付税による措置)(平成26年度:215名)
  - ・ 学習や学校生活に課題を抱える生徒の学力向上及び就職支援を行う人材の配置促進のため「補習等のための指導員等派遣事業(高等学校分)」を実施。  
【平成27年度概算要求額:412百万円(平成26年度予算額:150百万円)】
  - ・ 地元就職につなげるキャリアプランニングを推進する「キャリアプランニングスーパーバイザー」を配置し、地域を担う人材育成・就労促進により、地域を活性化するため、「地域を担う人材育成のためのキャリアプランニング推進事業」を実施。【平成27年度概算要求額:127百万円(新規)】
- 地域若者サポートステーションやハローワークと学校との連携の確保
  - ・ 高等学校中退者等に関し、中退者等に関する情報の提供など、地域若者サポートステーションやハローワークと学校との連携の確保について、毎年度通知を发出。

## 新規大学等卒業者に対する就職支援施策等

- 大学等の就職相談体制の支援
  - ・ 就職相談員(キャリアカウンセラー等)の配置を支援し、学生の能力・適性に応じたきめ細やかな就職相談を行うなど、大学等における就職支援体制を強化。  
(平成21年~23年度「大学教育・学生支援推進事業」)
- 未内定者・未就職者への支援
  - ・ 平成22年度より文部科学省・厚生労働省・経済産業省が密接に連携し、「未内定就活生への集中支援」、「未就職卒業生への集中支援」について、積極的な活用を図るよう大学等に要請。
- 地域若者サポートステーションやハローワークと大学等との連携の確保
  - ・ 大学中退者等への支援に関し、中退者等に関する情報の提供など、地域若者サポートステーションやハローワークと大学等との連携の確保について、毎年度通知を发出。
- 就職・採用活動時期の変更
  - ・ 学生の学修時間の確保、留学等の促進のため、「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)に基づき平成28年3月卒業・修了予定者から、3月1日以降広報活動開始、8月1日以降採用選考活動開始に変更(後ろ倒し)。
  - ・ 就職・採用活動開始時期の変更を円滑に実現するため、平成25年11月22日には経済3団体及び外資系企業や中小企業などが加入する団体を含めた主要経済・業界団体等約450団体に対し、再チャレンジ担当大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣の連名により文書で要請。
  - ・ 各大学等に対し、通知の发出や説明会等を通じて就職・採用活動開始時期の変更の趣旨について周知。

# 地方就職希望者活性化事業

首都圏等に設置する2カ所の「地方就職支援コーナー」を拠点とする「送出地」の広域職業紹介機能と、地方等就職希望者の「受入地」での情報発信機能との有機的な連携を図り、「送出地」と「受入地」が一体的に地方等就職希望者への支援を行い、全国ネットワークを活用した首都圏等からの人材の労働移動を促進し、地域雇用の活性化を図る。

## 1 地方等就職希望者への支援

### ○地方就職支援コーナーでの支援

- ・地方等就職希望者の個々のニーズに応じた職業相談員（地方就職支援担当4名）によるきめ細かな相談援助、職業紹介及び地域の生活関連情報を提供
- ・首都圏等の大学等に対し各地域で実施する就職面接会等の就職関連情報の提供や大学等の情報を道府県事務所へ提供

### ○受入地での支援

- ・道県労働局に配置する雇用対策専門支援員（24名）が道府県と連携し地域雇用開発に関する情報収集・提供等を行う
- 1) 道県内の地方等就職に資する未充足求人情報等の取りまとめを行い、地方就職支援コーナーや道県のU・Iターン窓口への情報提供
- 2) 地方等就職に有益な労働市場情報・生活関連情報等の収集
- 3) 地域雇用開発関連事業の道県に対する情報提供や事業主等に対する相談援助

### ○道府県の出先機関との連携強化

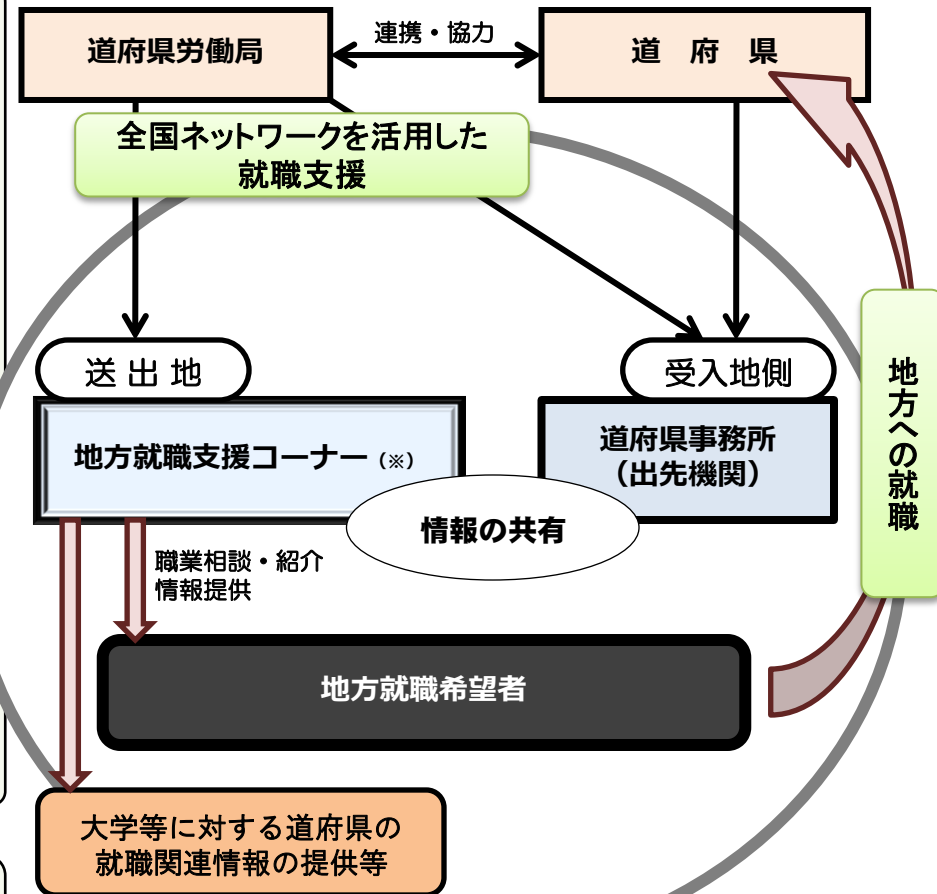
- ・地方就職支援コーナーと道府県事務所との連絡会議を年2回実施

## 2 地方合同就職面接会の開催

国と地方公共団体とが連携し、地域の実情に応じた「地方就職希望者」と「地方企業」との合同面接会の開催

## 3 地方人材還流支援相談会の開催

ふるさと回帰フェア期間中、首都圏在住の地方等就職希望者を対象に、生活関連情報等も含めた就職相談を行う「地方人材還流支援相談会」の開催



※ 平成25年度：地方就職支援コーナー2カ所の内訳：東京都（品川所）、大阪府（ハローワークプラザ難波）



# フリーター等に対する支援

- フリーター等に対しては、きめ細かな職業相談・職業紹介のほか、職業訓練の案内や各種セミナーの実施、トライアル雇用の活用等により、正規雇用での就職を支援している。
- また、平成24年度からフリーター支援を専門とする『わかものハローワーク』等の支援拠点の整備を行い、個々の実情に応じたきめ細かな支援を実施している。

## 【ハローワークにおけるフリーター等の正規雇用化に向けた支援】

全国ハローワークにおいて、フリーター等に対し、向き合い型の担当者制による個別支援等を実施。支援拠点として『わかものハローワーク』（平成26年9月1日現在、全国27カ所※）、『わかもの支援コーナー』等を設置（平成26年4月1日現在、全国210カ所）。初回利用時のプレ相談、正規雇用に向けた就職プランの作成、職業相談・職業紹介、就職支援セミナー等を実施。

※平成26年度中に28箇所を増設

## 【ジョブカフェにおける支援】

都道府県が主体となって、若年者に対する就職関連サービスをワンストップで提供するセンター（通称・ジョブカフェ）において、地域の実情に応じ、適性判断、カウンセリング、セミナー、職業紹介等を実施。

〔平成26年4月1日現在 46都道府県110カ所〕（39都道府県でハローワークを併設）

ハローワークのフリーター向け窓口



## 【トライアル雇用制度等の活用による就職促進】

ハローワーク、民間の職業紹介事業者等の紹介により、企業における3カ月の試行雇用を行う「トライアル雇用」（1人4万円、最大3ヶ月）等の活用により、正規雇用化を促進。

## 【地域若者サポートステーションとの連携による就職支援】

学校中退者やニート等の若者を支援する地域若者サポートステーションと連携し、ハローワークにおいても就職支援を実施。

## 【公的職業訓練制度やジョブ・カード制度による若者の職業能力開発機会の提供】

公的職業訓練制度やジョブ・カード制度によって、フリーター等の正社員経験の少ない若者等に対して実践的な職業訓練の機会を提供。

# わかものハローワーク等の概要

フリーター等の正規雇用化を促進するため、「わかものハローワーク」（平成26年9月1日現在、全国27箇所（※））、「わかもの支援コーナー」「わかもの支援窓口」（平成26年4月1日現在、全国計210箇所）を設置し、若者の就職支援をしている。 ※平成26年度中に28箇所に増設

## 支援対象者

おおむね45歳未満で正規雇用での就職を希望する求職者であり、不安定就労の期間が長い方や安定就労の経験が少ない方のうち、個別の就職支援を通じて正規雇用による就職が期待される方を対象に支援を実施。

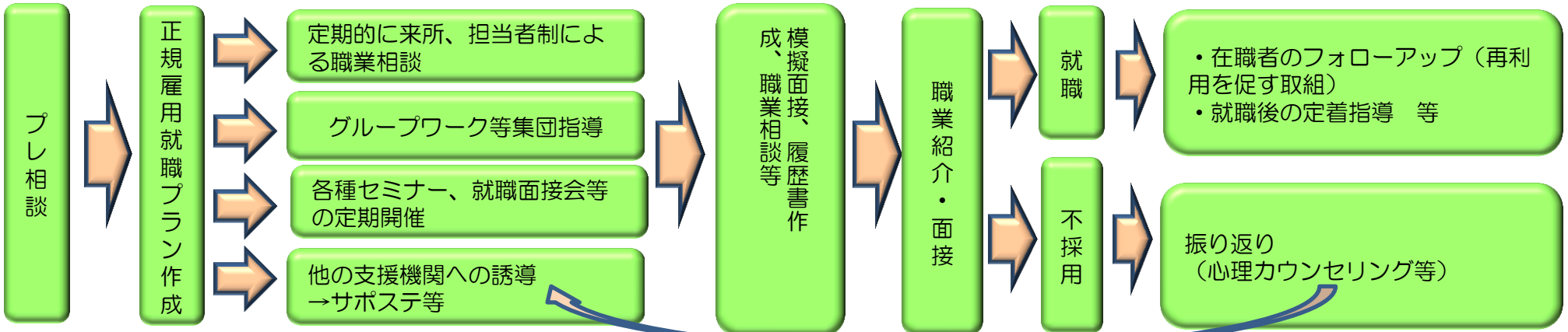
## 個別支援による相談



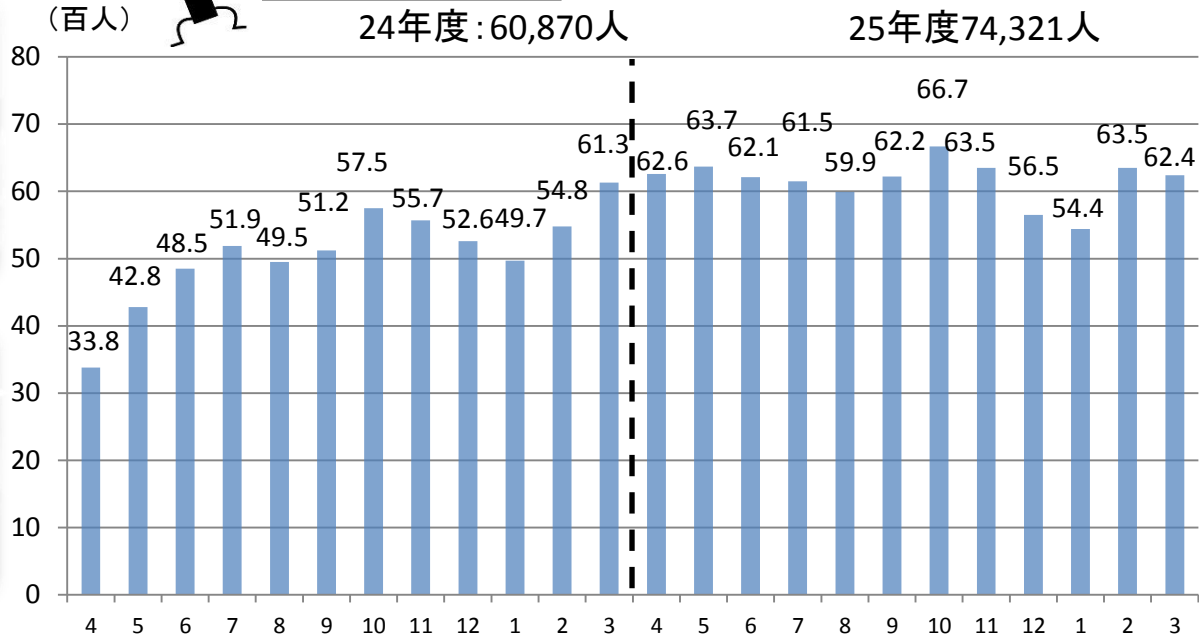
セミナー



## 支援のながれ

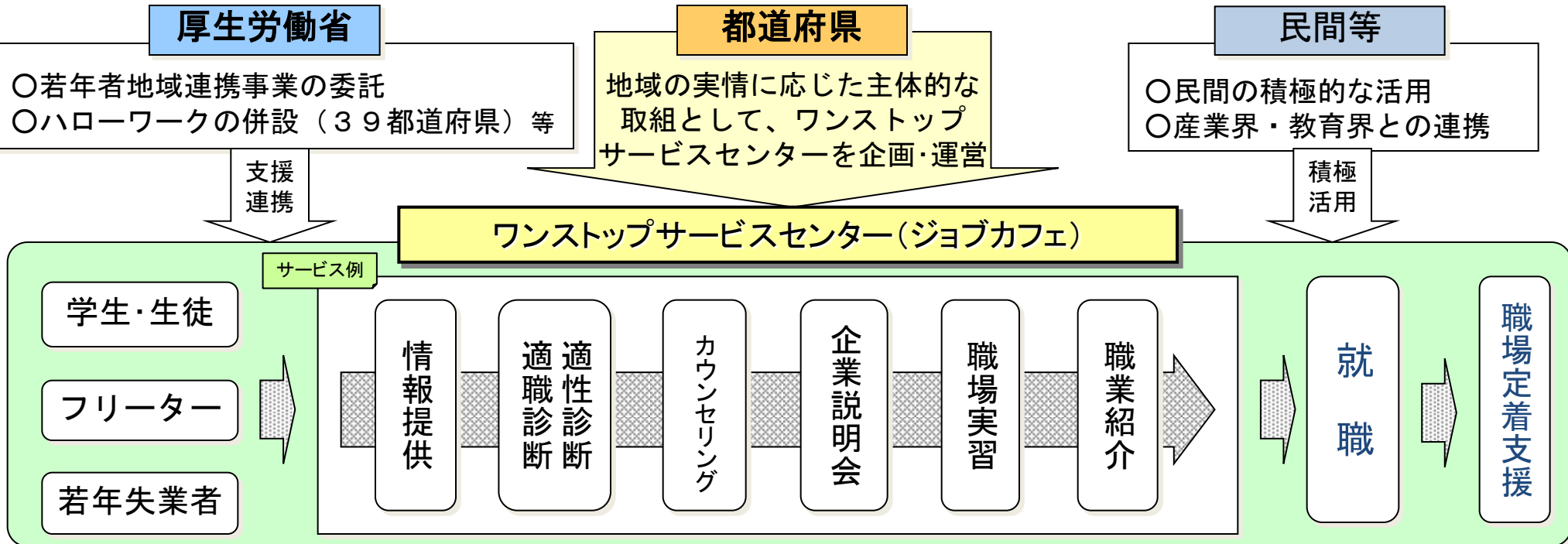


## 実績（就職者数）



# 若年者地域連携事業(ジョブカフェ)

- ジョブカフェとは、平成15年6月に策定された「若者自立・挑戦プラン」に基づき、都道府県の主体的な取組として、平成16年度から開始した若年者に対する幅広い就職関連サービスをワンストップで提供する施設。(46都道府県(110カ所)に設置。(平成26年4月現在))
- 若年者地域連携事業とは、地域の実情に応じた就職支援メニューをジョブカフェにおいて実施し、フリーター等の安定した雇用の実現を図る事業。



(利用実績)

(単位:万人)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	累計
利用者数 (延べ)	108.6	163.3	167.3	159.1	166.7	192.7	173.0	184.0	195.7	167.6	1677.8
就職者数	5.3	8.9	9.3	8.8	8.5	9.0	10.0	10.9	12.1	11.7	94.5

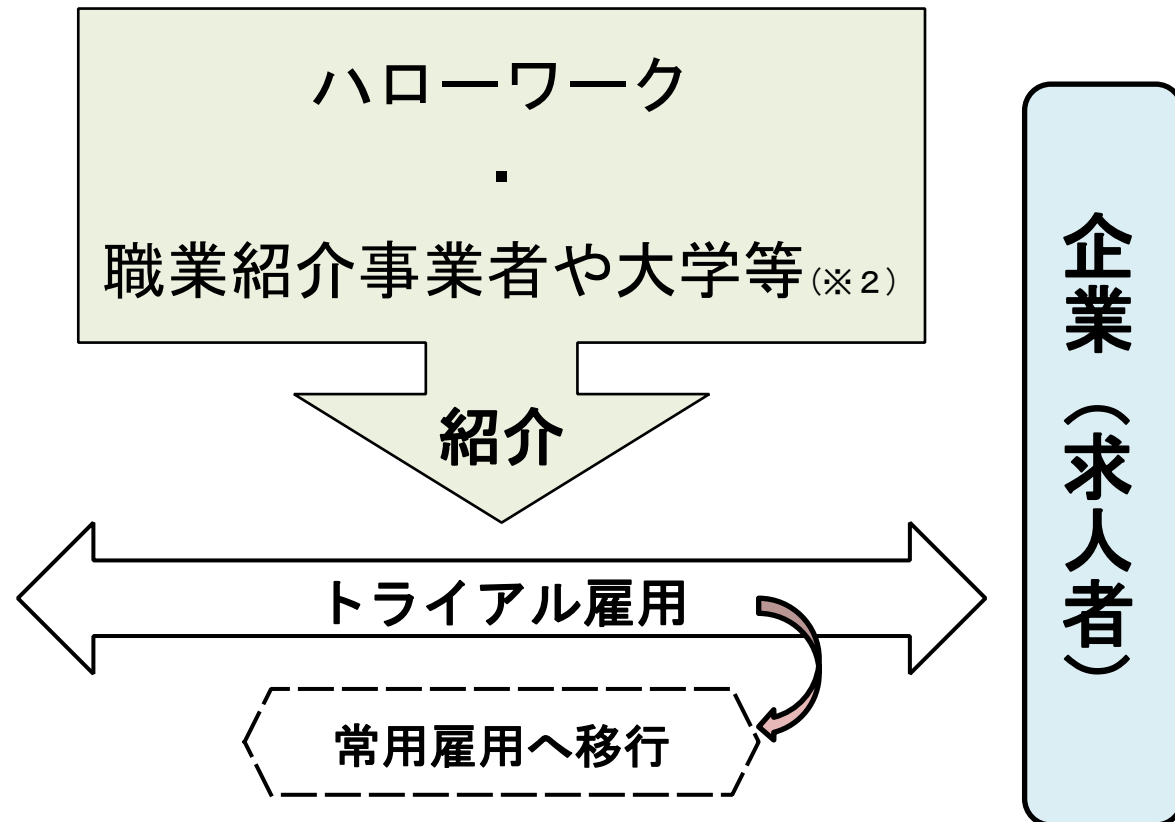
# トライアル雇用奨励金について

職業経験、技能、知識等から安定的な就職が困難な求職者について、正規雇用等の早期実現を図るため、これらの求職者を、常用雇用へ移行することを目的に一定期間（原則3か月）試行雇用する事業主に対して助成

《助成額》 月額4万円（最大3ヶ月間）

## 主な対象者の例(※1)

ニート、フリーター  
学卒未就職者  
育児等でキャリアブランクのある者  
母子家庭の母等  
生活保護受給者  
日雇労働者  
ホームレス  
など



※1 障害者は、障害者トライアル雇用奨励金制度を活用

※2 奨励金の取扱いに係る同意書の提出が必要

# キャリアアップ助成金について

○有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用の労働者(※1)の企業内のキャリアアップを促進するため、これらの取組を実施した事業主に対して包括的に助成。  
(※1) 正規雇用の労働者以外の無期雇用労働者を含む。

## 【本助成金の活用にあたって】

「有期契約労働者等(※2)のキャリアアップに関するガイドライン」に沿って、事業所ごとに「キャリアアップ管理者」を配置するとともに、労働組合等の意見を聴いて「キャリアアップ計画」を作成することが必要。  
(※2) 短時間労働者及び派遣労働者を含む。

助成内容		助成額 ( )額は大企業の額(短時間正社員は大規模事業主) ※下線部分は、平成26年3月1日から平成28年3月31日まで支給額を拡充または要件を緩和		
正規雇用等 転換 (注)	有期契約労働者等を正規雇用等に転換または直接雇用(以下「転換等」)した場合に助成	①有期→正規：1人当たり <u>50万円(40万円)</u> ②有期→無期：1人当たり20万円(15万円) ③無期→正規：1人当たり <u>30万円(25万円)</u> ※1年度1事業所当たり①～③合わせて15人まで(②は10人まで) ※対象者が母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、1人当たり①10万円、②③5万円を加算 ※派遣労働者を正規雇用で直接雇用する場合、1人当たり10万円(大企業も同額)加算		
人材育成	有期契約労働者等に ・一般職業訓練(OFF-JT)又は ・有期実習型訓練(「ジョブ・カード」を活用したOFF-JT+OJTを組み合わせた3～6か月の職業訓練) を行った場合に助成	OFF-JT《1人当たり》 賃金助成：1h当たり800円(500円) 経費助成：訓練時間数が		
		100時間未満	10万円(7万円)	15万円(10万円)※
		100時間以上200時間未満	20万円(15万円)	30万円(20万円)※
		200時間以上	30万円(20万円)	50万円(30万円)※
		※ 中長期的なキャリア形成に資する教育訓練として厚生労働大臣が指定する専門実践教育訓練を受講する場合(平成26年10月1日施行予定)		
		OJT《1人当たり》 実施助成：1h当たり700円(700円)		
処遇改善	すべての有期契約労働者等の基本給の賃金テーブルを改定し、 <u>2%以上増額</u> させた場合に助成	1人当たり1万円(0.75万円) ※「職務評価」の手法の活用により実施した場合、1事業所当たり <u>20万円(15万円)</u> 上乗せ		
健康管理	有期契約労働者等を対象とする「法定外の健康診断制度」を新たに規定し、4人以上実施した場合に助成	1事業所当たり40万円(30万円)		
短時間正社員	労働者を短時間正社員に転換・新規雇入れした場合に助成	1人当たり20万円(15万円) ただし、 <u>有期契約労働者等から転換した場合、1人当たり30万円(25万円)</u> ※対象者が母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、1人当たり10万円加算		
パート労働時間延長	有期契約労働者等の週所定労働時間を25時間未満から30時間以上に延長した場合に助成	1人当たり10万円(7.5万円)		

(注) ①「正規雇用等」とは、「正規雇用または無期雇用」をいう。②派遣労働者の場合、派遣元事業主で転換または派遣先の事業所で直接雇用される場合に助成。

③無期雇用への転換等は、通算雇用期間3年未満の有期契約労働者からの転換等であって、基本給の5%以上を増額した場合に限る。

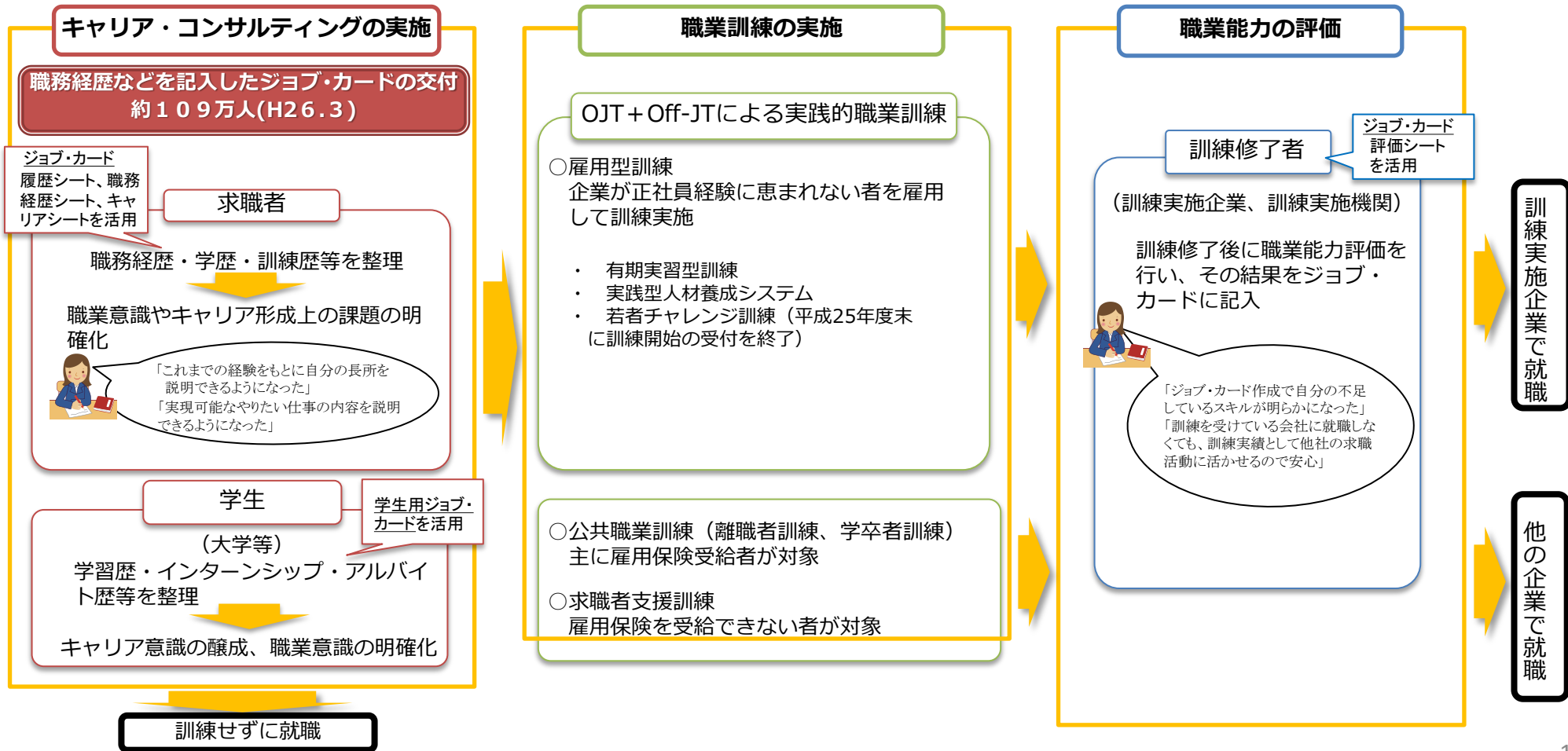
# ジョブ・カード制度について

## 制度の目的

ジョブ・カード制度は

- ① 一定の知識等を有するキャリア・コンサルタントによるジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングの実施
- ② 企業における実習と教育訓練機関等における座学とを組み合わせた訓練を含む実践的な職業訓練（職業能力形成プログラム）の受講機会の提供
- ③ ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングにより整理された職務経歴等のほか訓練修了後の職業能力評価の情報を取りまとめた「ジョブ・カード」の就職活動等における活用

を促進することにより、求職者と求人企業とのマッチングや実践的な職業能力の習得を促進し、安定的な雇用への移行等を促進することを目的とした制度



# キャリア・コンサルティング施策の推進

## ○ 「キャリア・コンサルティング」とは…

適性や経験等に即した職業選択や自己啓発を支援する相談をいい、個人やグループに対する相談支援だけでなく、企業の職業能力開発制度や学校のキャリア教育プログラムの設計・運用・評価等までを含むもの。

## ○ 「キャリア・コンサルタント」とは…

キャリア・コンサルティングを担う人材であり、キャリア・コンサルティング技能士(1級・2級)、標準レベルキャリア・コンサルタント及び登録キャリア・コンサルタントから構成され、平成14年度から25年度末までに約8万7千人が養成されている。

## キャリア・コンサルティング普及促進事業

### ① ジョブ・カード講習の実施

- ・ ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングの実施を担う者を養成するため、受講者の知識やスキルに応じた講習を実施。

### ② キャリア・コンサルタントの資質確保

- ・ キャリア・コンサルタントに対して助言・指導機会を提供。
- ・ 経験交流会の開催及びキャリア・コンサルタントの情報提供体制の整備。

### ③ キャリアチェンジのための汎用的スキルの把握方法の検討及びキャリア・コンサルティング技法開発等の実施

### ④ キャリア・コンサルティングに関する調査研究

- ・ キャリア・コンサルタントの能力基準や役割、あり方等に関する専門的調査研究を行い、報告書を取りまとめ。

## キャリア相談メール事業

- ・ 若年労働者を対象に、インターネットを通じて無料でキャリア・コンサルティングを受けることができる機会を整備。

## キャリア教育プログラム開発事業

- ・ 大学等におけるキャリア教育のためのプログラムを開発するとともに、プログラム実施に必要な教材を開発。

## 若年労働者等キャリアアップ支援・相談事業

### ① 職業能力開発の支援のためのキャリア・コンサルタント向け研修プログラムの開発

- ・ 中長期的なキャリア形成を支援するためのキャリア・コンサルティングに従事するキャリア・コンサルタントに、必要なスキルを身に付けさせるための研修プログラムの開発。

### ② 職業能力開発の支援のためのキャリア・コンサルタント向け研修の実施

- ・ 中長期的なキャリア形成を支援するためのキャリア・コンサルティングに従事するキャリア・コンサルタントへの研修の実施。

### ③ 中長期的なキャリア形成を支援するためのキャリア・コンサルティング等の実施

- ・ 適切な教育訓練の選択を行うことができるよう、キャリア・コンサルティングを実施。
- ・ 即戦力となるキャリア・コンサルタントの養成の促進。

## キャリア教育専門人材養成事業

- ・ 大学等のキャリア教育やその支援に携わる者を対象に、実践的なキャリア教育をサポート・推進するための専門性を備えた人材の養成のための講習を実施。

# 若者向け公的職業訓練施策

地域の様々な人材ニーズに対応するため、民間教育訓練機関等も活用し、即戦力人材等の育成を目指して、多様な職業訓練機会を確保

※委託:委託訓練、施設:施設内訓練(機構・都道府県)、求:求職者支援訓練

## 日本版デュアルシステムコース【委託・施設】

**座学・実技と企業実習**を組み合わせた訓練コース。企業での実習期間を加えることにより、**現場で役立つ即戦力**を身に付け、実務経験者に匹敵する人材を養成。【委託 標準4か月、施設 標準6か月】

※これまで就業経験が少ない若者の場合は、必要に応じて、本格的な訓練に入る前に、社会人としてのマナーや職業意識の啓発のための橋渡し訓練(1か月間)を実施。【施設】

## 実践的人材育成コース【委託】

大学等を活用し、高度なIT分野、マーケティング、観光分野など成長分野の実践的な訓練を実施。高い仕上がり像を目指し、企業において**中核的な役割を果たす人材を養成**。【標準6か月～1年】

※若年層を対象とした実践的職業訓練コースの研究開発及び検証実施(平成25～26年度)

大学、専門学校、事業主団体等関係機関と連携を図りながら、主に非正規雇用を繰り返す若年層を対象に、民間教育訓練機関等が活用できる長期訓練コース(カリキュラム)を開発し、開発した訓練コースの検証実施。

## 就職活動に困難性を有する学生等に対するコース【委託:モデル事業】

**採用時に必要なコミュニケーション能力等の社会的スキルが乏しい**など就職活動に困難性を有する学生などを対象として、その特性に配慮した新たな職業訓練を民間企業やNPO等に委託し、在学中からモデル的に実施(平成26年度新規事業)。【標準1か月】

## 学卒未就職向け訓練コース【求】

学卒未就職者を対象として、**コミュニケーションスキルやビジネスマナー**などを必須としたコースを設定。【標準3～6か月】

## 地域の関係機関の協働(地域レベルのコンソーシアム)による職業訓練コースの開発【モデル事業】

不安定な就労の若者の安定的な就職の実現、育成、成熟産業から成長産業への労働移動の支援を進めるためにも、企業・業界団体、民間教育訓練機関、行政機関が協働して、**より就職可能性を高めるための職業訓練コース(1年以内の短期プログラム)**の開発・検証を実施。



# 若年技能者人材育成支援等事業(ものづくりマイスター制度等)

- 若者のものづくり、技能離れ等の実態を踏まえ、技能尊重機運の醸成、産業活動の基礎となる技能者の育成を図るため、「ものづくりマイスター」の開拓・認定、活用(技能検定・競技大会の課題を用いた実技指導等)による技能継承、その他地域関係者の創意工夫による技能振興の取組を推進するため、「若年技能者人材育成支援等事業」を実施(平成25年度～)。
- 平成26年度は、学生生徒を含む若者にもものづくり産業・技能の魅力を発信し、人材確保・育成に資する観点から、「ものづくりマイスター」による技能検定受検を目指す若者への実技指導等の総合的取組を重点的に推進。(「目指せマイスター」プロジェクト)

## <事業スキーム>

中 央  
(民間団体に委託)

都道府県  
(民間団体に委託)

※「ものづくりマイスター」の認定条件：製造、建設技能112職種(機械加工(旋盤等)、機械組立、建築大工、造園等)を対象とし、①技能士(1級以上)、技能五輪全国大会等成績優秀者等、②実務経験15年以上、③技能の継承等の活動の意思・能力を有する者

### <「ものづくりマイスター」の認定>

→ものづくりマイスター認定数  
3,116名(平成25年度末)

### <「ものづくりマイスター」の活用支援>

- マイスターの効果的な活用にあ資する好事例等の資料作成・活用
- マイスターの指導技法に講習等を通じた支援

### <地域の取組に対する支援の実施>

- 技能士の資質向上にあ資する教材の開発
- 若手技能者の人材確保、育成・定着に関する企業のモデル事例の開拓・PR
- 技能検定に関する若者、学校関係者への集中的な周知広報等

地方公共団体、経済団体、教育機関関係者等との連携会議の開催

<「ものづくりマイスター」の開拓>～業界団体、技能士関連団体等と連携し開拓

<「ものづくりマイスター」の派遣指導> ※都道府県域を越えマッチング

- 若年技能者に対するマイスターによる実技指導等
- 地域の教育機関関係者・学生等に対する「ものづくりの魅力」の発信
  - ・学校へのマイスターの講師派遣による技能検定受検を目指す若者へ実技指導
  - ・学生等を対象とした訓練施設等見学会の開催(マイスターによる実演・講義等)
  - ・学校の教師を対象とした『ものづくりの魅力』講座等の開催
  - ・学生を対象としたマイスター所属事業所での職場体験実習の実施
  - ・技能検定に関する若者、学校関係者への集中的な周知広報等

### <地域関係者の創意工夫による事業実施>

- 地域における技能振興  
ex. イベント(『ものづくり体験教室』や『製作実演』等)



<企業・業界団体、教育訓練機関>

若者のものづくり業界への誘導・若年技能者の人材育成、  
技能尊重機運の醸成等

# 教育訓練給付金の拡充及び教育訓練支援給付金の創設 (中長期的なキャリア形成支援措置)

## 改正の趣旨

非正規雇用労働者である若者等がキャリアアップ・キャリアチェンジし安定的に働くことができるよう、教育訓練給付(受講費用の2割を支給、給付上限10万円)を拡充し、中長期的なキャリア形成に資する専門的・実践的な職業能力の習得を支援する。

## 改正の内容【平成26年10月1日施行】

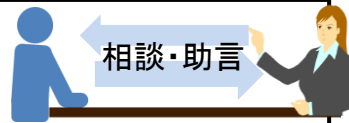
キャリアアップ・キャリアチェンジを希望する者  
(雇用保険加入の在職者・離職後1年以内の者)



### 【要件】

- ・被保険者期間2年  
(2回目以降は10年以上の被保険者期間が必要)

キャリア・コンサルティングの実施  
(目指す仕事と必要となる教育訓練の相談・助言)



### 【給付内容】

- ・訓練費用の40%を支給
- ・45歳未満の若年離職者には、基本手当の50%を訓練受講中に2箇月ごとに支給(教育訓練支援給付金。平成30年度までの暫定措置)

中長期的なキャリア形成に資する専門的・実践的な教育訓練(厚生労働大臣が指定)の実施

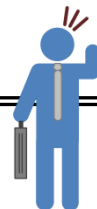
- ・資格取得(医療・福祉など専門職)のための訓練
- ・企業等と連携した実践的なプログラム



### 【追加給付】

- ・就職を条件として訓練費用の20%を追加支給(合計60%、上限48万/年)

訓練修了・資格取得の上被保険者として就職



# 若者育成支援事業

- 若者の数が減っているにもかかわらず、ニート(※1)の数は近年、60万人超で高止まり。  
※1 ニートとは、15～34歳で、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者
- ニートの若者が、将来生活保護に陥ることのないよう、経済的に自立させ、社会の支え手とすることが必要。
- このため、地域若者サポートステーション(「サポステ」)において、地方自治体と協働し(※2)、

※2 地方自治体から予算措置等

- ①一人一人に応じた専門的な相談やコミュニケーション訓練、職場体験等
- ②学校と連携した中退者支援等、
- ③若年無業者等集中訓練プログラム事業(一部のサポステで実施)等、地域ネットワークを活用した就労支援を実施。(H18年度～。若者支援の実績・ノウハウのあるNPO法人等が実施。)

支援が必要な若者

## 地域若者サポートステーション (全国160箇所)

### ○サポステ相談支援事業

- ・キャリア・コンサルタント等による職業的自立に向けた専門的相談
- ・各種セミナー等を通じた啓発
- ・職場体験等
- ・他の支援機関に誘導(リファー)

### ○サポステ・学校連携推進事業

- ・支援が必要な中退者等に対する支援

(一部のサポステで実施)

### ○若年無業者等集中訓練プログラム事業

- 合宿形式を含む生活面等のサポートと職場実習の訓練を集中的に実施。
- ・職場実習(OJT訓練)による基礎的能力の付与
- ・就職活動の基礎知識等の獲得

誘導(リファー)

ハローワーク等

## 地域ネットワークを活用した支援

教育機関等

地域社会  
自治会、  
町内会等

商工会・商店街

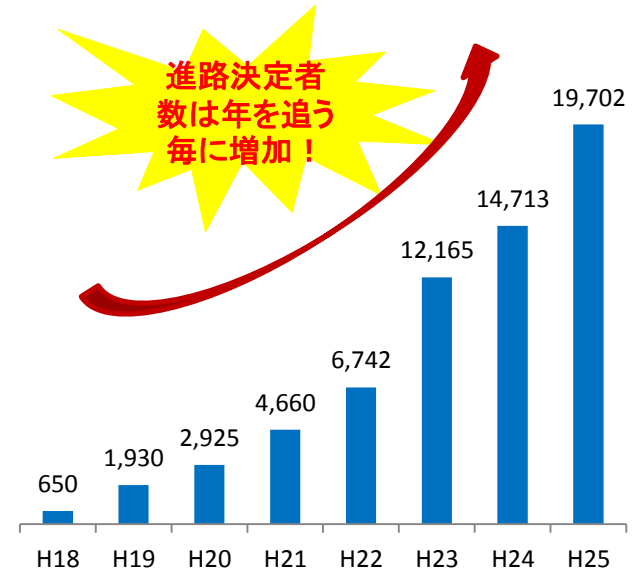
NPO等

公民館

地方自治体

保健・福祉機関

## 【サポステの実績の推移】



就職等進路決定

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
設置箇所数	25	50	77	92	100	110	116	160	160

# 「若者応援企業宣言」事業

平成25年度若者応援企業数:5,744社  
平成26年度若者応援企業数:4,905社(7月末現在)

- 学生等は、若者の採用・育成に積極的な中小企業の情報を入手することが容易ではなく、早期からこれらの企業に目を向けることが少ない。
- 若者の採用・育成に積極的な中小企業が各地域に存在するにもかかわらず、これらの企業が大企業のように個別に自社の情報を学生等にPRすることが容易ではない状況。
  - 若者が必要な企業情報を十分に入手せずに就職すること等から、抱いていたイメージと現実とのギャップに苦しみ、早期に離職してしまうことがある。

## 「若者応援企業宣言」事業の実施

### ◆ 若者の採用・育成に積極的で、一定の基準を満たした地域の中小企業が「若者応援企業」を宣言

《「若者応援企業」宣言基準》

1. 若者対象のいわゆる正社員求人をハローワークに提出すること
2. 「若者応援企業宣言」の事業目的に賛同していること
3. 就職関連情報を開示していること
4. 労働関係法令違反を行っていないこと
5. 事業主都合による解雇または退職勧奨を行っていないこと
6. 新規学卒者の採用内定取消を行っていないこと
7. 助成金の不支給措置を受けていないこと

- ① 社内教育、キャリアアップ制度等
- ② 過去3年度分の新卒者の採用実績及び定着状況
- ③ 過去3年度分の新卒者以外の正規雇用労働者(35歳未満)の採用実績と定着状況
- ④ 前年度の有給休暇および育児休業の実績
- ⑤ 前年度の所定外労働時間(月平均)の実績

### ◆ 労働局・ハローワークによる「若者応援企業」のPR、重点的マッチングの実施

- ・ 魅力的な求人票・企業PR資料の作成指導、ハローワークが連携している大学等への企業PRの実施
- ・ 企業説明会、就職面接会の開催



- 企業による自発的で積極的な就職関連情報の公開により、学生等が就職活動において、企業選択をしやすい環境を醸成
- 若者と中小企業とのマッチングを促進し、若者の職場定着率が向上

# 若者の「使い捨て」が疑われる企業等への取組

## 1. 平成25年度の取組

### (1) 長時間労働の抑制に向けた、集中的な取組の実施

- 平成25年9月を「**過重労働重点監督月間**」とし、若者の「使い捨て」が疑われる企業・事業所等に対し、**重点的な監督指導**を行い、12月に監督実施状況を公表。併せて、使用者団体及び労働組合に職場環境の改善の取組を要請。

※ **5,111**の事業場に重点監督を実施し、**4,189**事業場（全体の**82.0%**）に**何らかの労働基準関係法令違反**が認められた。

- 監督の結果、違反・問題等が認められた事業場に対しては、是正勧告書等を交付し、指導。
- 法違反を是正しない事業場は、送検も視野に入れて対応（送検した場合には、企業名等を公表）。

### (2) 相談へのしっかりとした対応

- 平成25年9月1日（日）に、若者の「使い捨て」が疑われる企業等に関する「**無料電話相談**」を実施（**1,044件**の相談を受付）。

※ 主な相談内容は、①賃金不払残業560件(53.6%)、②長時間労働・過重労働416件(39.8%)、③パワーハラスメント163件(15.6%)

- 平成25年9月2日以後も、「総合労働相談コーナー」、「労働基準関係情報メール窓口」で相談や情報を受付。
- 新卒応援ハローワークにおいて、若者の「使い捨て」が疑われる企業等の情報や相談を受け付け、労働基準監督署と連携した対応を実施。

### (3) 職場のパワーハラスメント対策の推進に向けた周知・啓発を徹底

- パワーハラスメントにより若者を使い捨てにすることをなくすべく、労使をはじめ関係者に幅広く周知・啓発。

## 2. 平成26年度の取組（予算の概要）

### (1) 「労働条件相談ほっとライン」の設置（9月1日設置）

- 夜間・休日に労働基準法などに関して電話相談を受け付ける、常設のフリーダイヤル電話相談「労働条件相談ほっとライン」を設置。

### (2) 「在職者向け相談窓口」の設置

- 「新卒応援ハローワーク」、「わかものハローワーク」において、職場における悩み等に関する相談に対応する「在職者向け相談窓口」を設置し、必要に応じ、関係機関へ誘導。

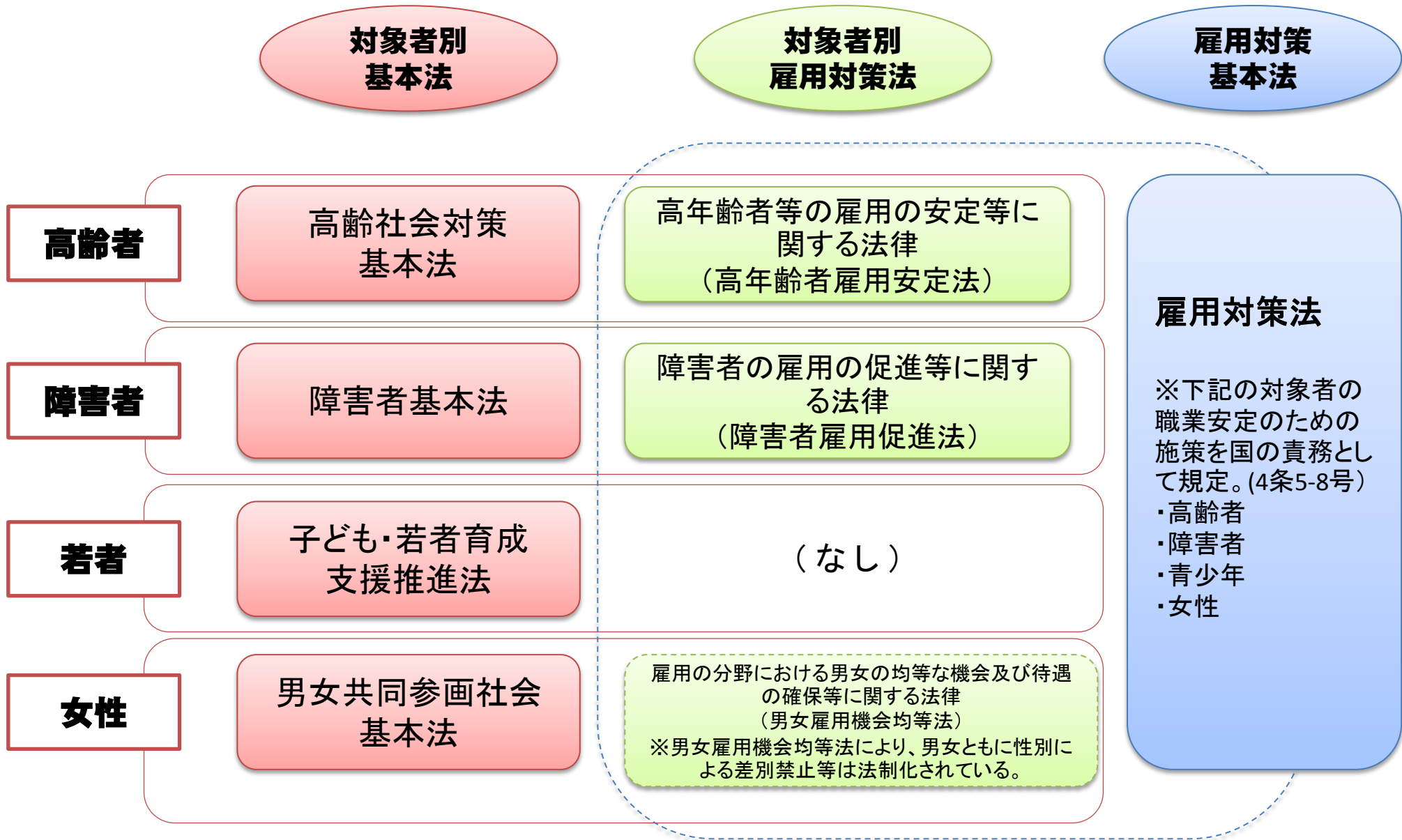
### (3) 「労働条件相談ポータルサイト(仮称)」の設置(11月設置予定)

- 労働基準法などの基礎知識・相談窓口をまとめた「労働条件相談ポータルサイト（仮称）」を厚生労働省ホームページに設置。

### (4) 大学等での法令等の周知啓発(10月より開催予定)

- 大学等でのセミナーを全国で開催することにより、法令等の周知を実施。

# 対象者別 雇用対策関係法の制定状況



# 現行法における若者の雇用対策に関する主な規定

## 雇用対策法(抄)

(国の施策)

第4条 国は、第1条第1項の目的を達成するため、前条に規定する基本的理念に従つて、次に掲げる事項について、必要な施策を総合的に講じなければならない。

6 青少年の職業の安定を図るため、職業についての青少年の関心と理解を深めるとともに、雇用管理の改善の促進、実践的な職業能力の開発及び向上の促進その他の青少年の雇用を促進するために必要な施策を充実すること。

第7条 事業主は、青少年が将来の産業及び社会を担う者であることにかんがみ、その有する能力を正当に評価するための募集及び採用の方法の改善その他の雇用管理の改善並びに実践的な職業能力の開発及び向上を図るために必要な措置を講ずることにより、その雇用機会の確保等が図られるように努めなければならない。

(指針)

第9条 厚生労働大臣は、前2条に定める事項に関し、**事業主が適切に対処するために必要な指針**を定め、これを公表するものとする

➡ **青少年の雇用機会の確保等に関して事業主が適切に対処するための指針**

## 勤労青少年福祉法(抄)

(職業指導等)

第8条 職業安定機関は、勤労青少年がその適性、能力、経験、技能の程度等にふさわしい職業を選択することを促進するため、勤労青少年その他関係者に対して雇用情報、職業に関する調査研究の成果等を提供し、勤労青少年の特性に適応した職業指導を行なう等必要な措置を講ずるものとする。

第9条 職業安定機関は、勤労青少年が職業に適応することを容易にするため、その就職後においても、勤労青少年その他関係者に対して、相談に応じ、及び必要な指導を行なうことができる。

第10条 職業安定機関の長は、必要に応じ、勤労青少年が職業に適応することを容易にするため、勤労青少年その他関係者に対して、相談に応じ及び必要な指導を行なうことを当該業務について熱意と識見を有する者に委託することができる。

(職業訓練に関する啓もう宣伝等)

第11条 国、都道府県及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構は、勤労青少年が職業に必要な技能(これに関する知識を含む。)を習得することを促進するため、勤労青少年その他関係者に対して、職業訓練に関する啓もう宣伝を行う等必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(職業訓練又は教育を受ける勤労青少年に対する配慮)

第12条 事業主は、その雇用する勤労青少年が職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第27条第1項に規定する準則訓練又は学校教育法(昭和22年法律第26号)第4条第1項に規定する高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)の定時制の課程若しくは通信制の課程等で行う教育を受ける場合は、当該勤労青少年が職業訓練又は教育を受けるために必要な時間を確保することができるような配慮をするように努めなければならない。

# 現行法における若者の雇用対策に関する主な規定

## 職業能力開発促進法(抄)

第3条の2 労働者の自発的な職業能力の開発及び向上の促進は、前条の基本理念に従い、職業生活設計に即して、必要な職業訓練及び職業に関する教育訓練を受ける機会が確保され、並びに必要な実務の経験がなされ、並びにこれらにより習得された職業に必要な技能及びこれに関する知識の適正な評価を行うことによつて図られなければならない。

3 青少年に対する職業訓練は、特に、その個性に応じ、かつ、その適性を生かすように配慮するとともに、有為な職業人として自立しようとする意欲を高めることができるように行われなければならない。

(認定実習併用職業訓練の実施)

第14条 事業主は、第5節に定めるところにより、当該事業主の行う実習併用職業訓練(第10条の2第2項に規定する実習併用職業訓練をいう。以下同じ。)の実施計画が青少年(厚生労働省令で定める者に限る。以下同じ。)の実践的な職業能力の開発及び向上を図るために効果的であることの認定を受けて、当該実習併用職業訓練を実施することができる。